

重要事項説明書

介護サービスセンター山王台 デイサービス

1 事業所の概要

事業所名	介護サービスセンター山王台 デイサービス
所在地	秋田県大館市池内字上野 234-1
提供サービス	通所介護事業・第1号通所事業
介護保険事業所番号	秋田県第 0570418301 号
電話番号・FAX番号	T E L 0186-42-1220 F A X 0186-42 - 1220
管理者	本間 泰
サービス提供地域	通常の事業の実施地域は、大館市内です。但し、田代地区を除きます。

2 事業の目的

通所介護事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、適切なサービス提供をすることを目的とします。

また、要支援状態にある利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指してサービスを提供することを目的とします。

3 運営の方針

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、要介護状態及び要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護になることの予防に資するよう、心身の状況を的確に把握し、通所介護計画若しくは第1号通所事業計画に基づいて、利用者が必要としているサービスの適切な提供に努めます。
- ②利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について、分かりやすく説明するとともに、居宅サービス計画が作成されている場合には、その計画にそった介護等の提供に努めます。
- ③介護保険法及び厚生労働省が定める運営基準その他関係法令等を遵守し、提供するサービスの質の評価を行いながら、常にその改善を図るよう努めます。

4 事業所の職員体制等

(1) 職員の職種、員数

職 種	常 勤		非 常 勤		備 考
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者		1			生活相談員と兼務
生活相談員		2			常勤1名は管理者、常勤1名は介護職員と兼務
看護職員	1		1		
介護職員	4	1	1		常勤1名は生活相談員と兼務
機能訓練指導員	1				
調理員			2		

(2) 職務内容

管理者	事業所の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指示を行う。
生活相談員	利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業所等他の機関との連携において、必要な役割を果たす。
看護職員	健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
介護職員	通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
機能訓練指導員	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な機能訓練を行う。
調理員	利用者の給食の調理業務を行う。

5 主たる設備の概要

区 分	数量・規模	備 考
利用定員	30名	
浴 室	1室 (46.37 m ²)	一般浴槽、特殊浴槽 (2台)
脱衣室	1室 (33.12 m ²)	
トイレ	1箇所 (29.81 m ²)	男女別
機能回復訓練室兼食堂	1室 (177.21 m ²)	
送迎車両	6台	リフト付車椅子対応車6台
その他		事務室、相談室、静養室

6 サービス提供時間

営業日	毎週月～土曜日 (祝祭日も営業)
定休日	毎週日曜日、年末年始 (1/1～1/2)

7 サービス内容

- ①日常生活上の援助 排泄介助、移動介助、養護（休養）
- ②健康状態の確認
- ③機能訓練サービス 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。
- ④送迎サービス 障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者に、専用車両により送迎を行います。また必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行います。
- ⑤入浴サービス 入浴が困難な利用者に、必要な入浴サービスを提供します。
- ⑥食事サービス 調理及び準備、後始末の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行います。
- ⑦相談及び助言 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

8 利用者負担金

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。

なお、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています。疑問点等があれば、お尋ねください。

●介護給付利用料金表（1割負担の場合）

区 分		単価（1日）	備 考
①介護費	要介護1	584円	送迎費は介護費に含む
	要介護2	689円	
	要介護3	796円	
	要介護4	901円	
	要介護5	1,008円	
②各種加算	入浴	40円	1回
	サービス提供体制強化（I）	22円	1回
	個別機能訓練加算I	56円	1回
	科学的介護推進体制加算	40円	1月につき
	介護職員等処遇改善（I）	1月につき+所定単位 ×9.2%	
③その他	食 費	600円	一食
① ② ⇒ 介護報酬に係る利用者負担金は、「介護保険負担割合証」に応じた金額（費用全体の1割・2割・3割）			
③ ⇒ 運営基準（厚生省令）で定めた「その他の費用」（全額自己負担）			

●第1号通所事業利用料金表（1割負担の場合）

区 分		単価（1月）	備 考
① 介護費	通所型サービス1	1,798円	送迎・入浴費は介護費に含む
	通所型サービス2	3,621円	
② 各種加算	サービス提供体制強化（1）	88円	事業対象者・要支援1
		176円	事業対象者・要支援2
	科学的介護推進体制加算	40円	1月につき
	介護職員等処遇改善（1）	1月につき＋所定単位 ×9.2%	
③その他	食 費	600円	一食
① ② ⇒ 介護報酬に係る利用者負担金は、「介護保険負担割合証」に応じた金額（費用全体の1割・2割・3割）			
② ⇒ 運営基準（厚生省令）で定めた「その他の費用」（全額自己負担）			

(2) 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

- A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします）
- B 現金払い（月1回定められた日にお支払い願います）
- C 銀行振り込み（期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。）

秋田銀行 比内支店 普通預金 127165
介護サービスセンター山王台 デイサービス 理事長 佐藤 剛

9 通所介護計画及び第1号通所事業計画の作成等

通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画又は第1号通所事業計画を作成します。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画又は第1号通所事業計画を作成します。

通所介護及び第1号通所事業計画の作成の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得なければならないこととされています。

利用者に対し、通所介護計画又は第1号通所事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。

10 サービス提供の記録

通所介護を提供した際には、当該通所介護の提供日及び内容、居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の額その他必要な事項を所定の書面に記載します。

1 1 サービス利用の中止

①利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：0186-42-1220

②感染症・伝染性の病気等、他利用者に重大な影響を及ぼすことが明らかな場合、利用中止していただきます。疑いが認められる場合は、医師の許可ができるまで、もしくは当事業所の判断で一時利用を中止していただくこともあります。当事業所看護師から病院受診を勧められた場合は、是非受診へのご協力をお願いいたします。

1 2 サービス利用に当たっての留意事項

- ① サービス利用に当たって不可抗力的に生じた損害、事故の補償については利用者・事業者の双方で協議させていただきます。
- ② 事業所内の設備、器具は本来の用法に従って利用していただき、これに反した利用により破損が生じた場合は、賠償していただくものとします。
- ③ 敷地内全面禁煙となっております。
- ④ 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。
- ⑤ 職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑥ お弁当の持込はご希望により応じておりますが、持込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

1 3 緊急時等の対応

サービス提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに家族、主治医救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡し適切な措置を講じます。

1 4 事故発生防止及び発生時の対応

- ① 事故の発生又はその発生防止のため、次の措置を講じます。
 - ・ 事故が発生場合の対応や報告の方法等を定めた事故発生防止のための指針を作成するとともに、事故発生又はその危険性のある事態が生じた場合には、必ずその事態を報告させ、その分析を通じた改善策を講じて職員に周知徹底します。
 - ・ 事故発生防止のため、職員に対する研修を定期的に行います。
- ③ サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに大館市並びに利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しておきます。
- ④ 利用者に対するサービス提供によって、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

1 5 非常災害対策

- ① サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員等は必要により利用者の避難等の措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な避難経路及び避難方法、災害支援ネットワーク施設等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

- ② 非常災害に備え、消防計画に基づき定期的に避難訓練を実施します。
- ③ 避難訓練の実施に当たっては、地域住民と連携し実施します。

1 6 衛生管理及び感染症のまん延防止措置

- ① 利用者の使用する食器その他の設備又は飲料に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行います。
- ② 事業所内は、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備と対策を検討する委員会を開催し職員への研修及び訓練を定期的に開催するなど、適切な対応に努めます。

1 7 身体拘束等

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）は行いません。

万一身体的拘束等を行う場合には、家族から同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて行うことができるものとし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておきます。

1 8 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定します。業務継続計画は定期的に見直しを行い必要に応じて業務継続計画を変更します。また、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。

1 9 虐待防止措置

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

利用者の人権の擁護・虐待防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図ります。また、虐待を防止するための定期的な研修を実施し、適切に実施するための担当者を設置します。

2 0 秘密保持

- ①事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文章（個人情報使用同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿いたします。
- ②職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持いたします。

2 1 相談窓口、苦情対応

- ① 提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置し、担当者を配置するとともに、法人事務局長を苦情解決責任者とし、第三者委員の活用を図るなど必要な措置を講じます。
- ②前項の苦情を受付けた場合には、事実関係の調査を実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明を行うとともに、当該苦情の内容等を記録しておきます。
- ③利用者の苦情に関して、大館市又は国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力するとともに、それにより行われた指導・助言に従って必要な改善を行い、その内容を報告いたします。

● サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	電話番号	0186-42-1220
	F A X 番号	0186-42-1220
	担当者	羽沢 孝人
	責任者	本間 泰

● 公的期間においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 (大館市長寿課)	所在地	秋田県大館市三ノ丸 103 番地 (大館市総合福祉センター内)
	電話番号	0186-42-8260
	F A X 番号	0186-42-8532
	対応時間	8 : 30 ~ 17 : 00 (平日のみ)
秋田県国民健康保険連合会 (介護保険課)	所在地	秋田県秋田市山王 4 丁目 2 番地 3 号 (秋田県市町村会館 4 階)
	電話番号	018-883-1550
	F A X 番号	018-883-1551
	対応時間	9 : 00 ~ 17 : 00 (平日のみ)

2 2 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 ・ (無)

直近の実施日	
評価機関名称	
評価結果の開示	

2 3 職員等の研修

事業所は、職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるように努め、職員等の質の向上を図るため、採用時の研修のほか、定期的な研修の場を設け、業務体制を確保いたします。

24 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人比内ふくし会
代表者名	佐藤 剛
所在地・電話	秋田県大館市比内町新館字真館 21-6 TEL・FAX 0186-55-0680
業務の概要	特別養護老人ホームやまぼうし、やまぼうし指定短期入所生活介護事業所、特別養護老人ホームはなみずき、はなみずき指定短期入所生活介護事業所（空床型）、グループホームやまぼうし、みずきの家、グループホームはなみずき、介護サービスセンターひない訪問介護、指定居宅介護支援事業所ひない、大館市地域包括支援センターひない、比内町福祉センターデイサービス、介護サービスセンターひないデイサービス、大館市比内生活支援ハウス（受託）、グループホーム山王台、介護サービスセンター山王台（居宅介護支援事業所）、介護サービスセンター山王台デイサービス
事業所数	16ヶ所